

入札公告

下記のとおり、制限付き一般競争入札を行いますので、津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）第118条の規定に基づき公告します。

平成29年9月12日

津幡町長 矢田 富郎

1 入札対象工事

- (1) 工事名 津幡町公共下水道事業（改築）川尻污水中継ポンプ場破砕機更新工事
- (2) 工事場所 津幡町字 川尻 地内
- (3) 完成期日 平成30年2月28日
- (4) 工事概要 破砕機更新 N=1台
- (5) 入札方法 電子入札による。

2 入札参加資格

単体による参加

3 入札参加資格条件

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立
がなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の入札の日までの期間に、石川県及び県内市町の各機関において指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 平成29年度の津幡町建設工事競争入札参加資格において「**機械器具設置工事**」の競争入札参加資格を有すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が国内にあること。
- (7) 審査基準日が平成28年10月1日直前（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間にあるもの。）の経営事項審査において「**機械器具設置工事**」に係る総合評定値と津幡町の主観点数を加算した総合点数が**800点**以上であること。
- (8) 審査基準日が平成28年10月1日直前（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間にあるもの。）の経営事項審査において「**機械器具設置工事**」に係る年間平均完成工事高が**4,800万円**以上であること。
- (9) 同種、類似工事に係る事項
平成19年4月1日以降国内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した下水道施設における中継ポンプ場（マンホール形式ポンプ場を除く。）の破砕機新設又は更新工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）

(10) 配置予定技術者に係る事項

3ヵ月以上の雇用関係にある者で、建設業法に規定する機械器具設置工事に係る、主任技術者となる資格を有する者を配置できること（現場代理人と兼務可）。なお、配置予定の技術者として二人まで同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。

※この工事の配置予定技術者については、この工事を含む、二以上の工事を主任技術者として兼務することができるものとする。なお、当該兼務については承認が必要です。

4 入札手続

(1) 設計図書の閲覧期間

平成29年9月12日（火）～平成29年10月5日（木）まで

(2) 設計図書の閲覧方法

津幡町ホームページ上より、入札情報システム（PPI）にログインし入札予定画面より本工事の設計図書をダウンロードしてください。

(3) 申請書等の提出について

ア 入札参加資格確認申請書

電子入札システムにより、平成29年9月21日（木）17時00分までに提出してください。

イ 添付書類（書面により提出するもの）

平成29年9月21日（木）17時00分までに津幡町役場総務部監理課に提出してください。

a 同種、類似工事实績調書

- ・施工実績が確認できるものを添付してください。（契約書又はコリンズカルテ等の写し）
- ・当該工事を共同企業体で施工している場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付してください。

b 配置予定技術者調書

- ・資格、免許証等の写しを添付してください。
- ・施工実績が確認できるものを添付してください。（現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届又はコリンズカルテ等の写し）
- ・技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し等）を添付してください。

c 審査基準日が平成28年10月1日直前の経営事項審査結果通知書（写し）

d 指名停止措置等の調査について

5 入札書の受付期間

電子入札システムにより、平成29年10月3日（火）8時00分～平成29年10月4日（水）15時00分までに入札書（見積内訳書添付）を提出してください。

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意であるが、明細書までの内訳金額が明らかなものを提出してください。
- (3) 工事費内訳書の表紙には、工事名及び会社名を記載してください。
- (4) 工事費内訳書を提出しないときは入札に参加できません。

7 開札日時

平成29年10月5日（木）9時20分

8 質問の受付期間及び方法

平成29年9月28日(木) 17時00分までに、文書(様式は任意)でFAX又は持参にて提出してください。

9 入札及び契約の条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 有(事後公表)
- (3) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上)
- (4) 前金払 有(契約金額の40%以内)
- (5) 中間前金払 有(契約金額の20%以内)
- (6) 部分払 有

※中間前金払と部分払の選択について

中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出しなければならない。

- (7) 契約の締結 落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(土、日、祝日を除く)

10 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

11 入札に関する無効事項

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、工事費内訳書を提出しない者、当該最低制限価格を下回る額で入札した者及び津幡町競争入札心得に違反した者の入札は、無効とします。

詳細については、津幡町総務部監理課までお問い合わせください。

TEL (076) 288-2121 入札契約係

FAX (076) 288-6358